

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊守山駐屯地  
第408会計隊長 小見 義則

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
5QH41YY00460		5GHX1D15131 0001						
品名 または 件名								
*精米								
部品番号 または 規格								
101 仕様書のとおり								
使用器材名								
予定数量	単位	銘 柄		使用期限等	グループ	指定	検査	包装
10,296.00	KG							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
守山(駐屯地)								
搬入場所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年7月1日(火)～令和7年9月30日(火)				

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、会計隊事務室に掲示する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年6月17日(火)9時00分 第408会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

見本提出期限：令和7年6月9日(月)11時00分まで

見本提出場所：守山駐屯地業務隊糧食班

入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」D等級以上の資格を有する者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政務局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 契約条項等を示す場所及び適用条項

○契約条項を示す場所

第408会計隊契約班窓口

○適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項  
糧食品売買契約条項
- (2) 特約条項  
ア 談合等の不正行為に関する特約条項  
イ 暴力団排除に関する特約条項  
ウ 単価契約に関する特約条項

## 3 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない
- (2) 入札  
ア 場所 : 陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊入札室  
イ 日時 : 令和7年6月17日(火) 9時00分

## 4 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違約金 : 落札者が「入札および契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の108分の100を記載すること。

## 6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印が判別し難い入札

## 7 契約書及び請書の作成

落札決定後遅滞なく作成する

## 8 落札の決定方式

単価

単価が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

抽選の際、印鑑が必要となりますので、必ず印鑑の持参をお願いします。

## 9 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年6月16日(月)17時00分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第408会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、令和7年6月16日(月)までに資格審査結果通知書の写しを提出してください。(FAX可)
- (4) 契約者は食品の製造日程、製造場所、専従人員及び製造要領の概要等を事前に国側に通知するものとし、国側の指名する食品衛生検査官の指示に従わなければなりません。
- (5) 契約者は糧食品を納入するときは、食中毒発生予防に万全を期することとします。
- (6) 国側が必要と認めた場合は随時に契約者の承諾を得て、製造工程表に基づき製造現場の立会を実施し必要な指導を行うことが出来ることとします。
- (7) 契約者は、納入糧食品が食中毒発生の原因と特定された場合は、国側の損害を補償するとともに、国側は、改善措置が徹底するまで取引を停止することとします。
- (8) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (9) 同等品申請については別添添付「同等品申請書」にて記入の上、令和7年6月16日(月)12時00分までに提出してください。
- (10) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願い致します。
- (11) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (12) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒463-0067 愛知県名古屋守山区守山3丁目12-1

契約事項について：陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班 担当：山岬(やまぎし)

052-791-2191 内線(4348) FAX052-791-2379 (直通)

入札品目について：陸上自衛隊守山駐屯地 糧食班 栄養士 加藤(かとう)

052-791-2191 内線(4483)

公告HP



本公告は、陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊守山駐屯地  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井駐屯地派遣隊  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲示している。







# 仕 様 書

品 名	精 米
規 格	<ol style="list-style-type: none"><li>1 農産物規格に示す水稻粳玄米からとう精されたもの</li><li>2 年産、等級、食味ランキング、産地 令和6年産、 1等以上、 A以上、 愛知県産</li><li>3 守山駐屯地検査官の指定する場所への荷下ろし</li><li>4 見本提出 見本提出により合格・不合格を判定する (見本は300g程度、令和7年6月9日午前中までに提出)</li><li>5 納品時の包装等は、紙袋三重包装とし、納品時の正味重量は30kgとする 納品時においては、輕易に破れないものとする。</li><li>6 納品時には納地において、糧食品受領検査官が、精米の数量、品位及び包装状態等 について検査する。</li><li>7 納入時の提出書類<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 品質証明書 どこで玄米を調達したかを証明するものであり、産地、年度、銘柄、区分、取引期限を 記載したもの</li><li>(2) 送り状等 玄米を購入したときの集荷業者の仕入れ先が発行するもの</li><li>(3) とう精台帳 とう精業者が管理する義務付けられた帳票または、その写し</li><li>(4) 精米品質検査書 社団法人日本精米工業会等の公共機関が、発行する納入精米の検査結果を証明 するもの(検査者名・検査機名記載)</li></ol></li></ol>